

実証実験

白坂地区



© しらかわん

定額タクシー

白坂地区⇔白坂地区

白坂地区⇔白河市街地



実証期間

令和6年11月1日～令和7年1月31日 (土日祝含む)

※期間中であっても、予算上限に達し次第事業を終了する場合があります。



料金

1回 800円



対象者

白坂地区に居住し令和7年3月31日時点で65歳以上の方

(運転免許証の有無は問いません。)



利用時間

午前9時～午後9時までに乗車



運行範囲

①白坂地区内の移動

②白坂地区⇔白河市街地間の移動

市街地： 市内のうち小田川地区、大沼地区、五箇地区、関辺地区、白坂地区、旗宿地区、表郷地域、大信地域、東地域を除く区域。

ただし、「新白河駅」(西郷村)、「かねこクリニック」(西郷村)、「白河厚生総合病院」(小田川地区)の3施設は例外的に市街地として扱います。

(注) 市街地内の移動はできません

「こみねっと(市循環バス)」等をご利用ください。



[ご利用上の注意]

- ご利用には事前に利用登録申請が必要です。
- 登録者の同一世帯の方、または登録者同士で相乗りができます。
- 1回800円につき、相乗りした場合は運賃を割勘できます。
- 運賃が800円以下の場合は全額自己負担となります。
- 寄り道はできません。
- タクシーを目的地等で待機させることはできません。
- ジャンボタクシーは利用できません。

ご利用方法の詳細は裏面をご覧ください

ご利用方法

1

利用登録

ご利用には、事前に利用登録が必要です。

- ①市役所生活防災課に「利用登録申込書」を提出、または下記QRコードより電子申請を行ってください。
- ②「利用登録証」を窓口で配布、または後日ご自宅に送付します。
- ③「利用登録証」がお手元に届き次第、利用できます。



【電子申請用QRコード】

2

タクシー乗車

- ・ご利用できるタクシー会社は下記のとおりです。
- ・乗車の際に「利用登録証」を乗務員に提示してください。
- ・電話でタクシーを呼ぶ際は、『白坂地区定額タクシー利用』の旨や『利用者番号』、『氏名』を伝えてください。

ご利用できるタクシー会社	
 白河観光交通(株)	 光タクシー(株)
(0248) 27-3300	(0248) 22-0111

※運行状況により配車まで時間を要する場合がありますので予めご了承ください。

3

運賃お支払い

- ・降車時に定額運賃800円をお支払いください。
- ・バス・タクシー移動支援助成券も利用可能です。
- ・介護保険適用外の場合に限り、介護車両も利用可能です。ただし、作業料は別途利用者負担となります。